

第7章 地域自主組織の支援機構

地域自主組織は、自治会等と各種団体の連携・協力を基礎とした、地域における自主的な組織ですが、「地域を良くしたい、役に立ちたい、地域の人々と関わりを持ちたい」といった住民の自発的なモチベーションが高まらなければ、活動の硬直化あるいは先細りが懸念されます。このため、地域自主組織の活動が持続的かつ発展的に展開されるためには、地域自主組織の活動に対し適切な助言を行うほか、人材が不足する地域に対しては人材情報を提供したり、他の地域自主組織の活動ノウハウについて情報の提供などを行う支援組織（以下「支援機構」という。）が必要になると考えられます。

支援機構については市町村の組織の一部とする場合と、民間団体に業務委託する場合が考えられますが、支援機構の形態は、自治会等や各種団体の状況、民間非営利組織（NPO法人、法人格のないNPO）の活動状況、大学等の学術研究機関の有無等、地域の状況に応じて検討されることが望まれます。

なお、支援機構は調査研究、助言・調整能力に優れていることが求められることから、支援機構を設ける場合には、こうした役割を担う人材をいかに確保できるかが課題となります。このため、市町村の組織の一部とする場合には、地域担当職員に担当させるほか、ノウハウを有する人材を広く公募し、アドバイザーとして地域に派遣することにより支援を行うことも考えられます。また、大学やNPO等との連携が可能な地域においては、これらが主体となった支援機構を設置し、そこに支援業務の委託を検討することも考えられます。

さらに、場合によっては、都道府県がこのような役割を担うことも想定されます。その場合には、電子掲示板やホームページなどを活用したり、フォーラムを設けることにより、市町村のエリアを越えて地域自主組織相互の情報交換や交流を促すことも効果的であると考えます。

支援機構が担う事業の例

- ・ ボランティア情報の収集・提供、人材募集・人材派遣（人材需給マッチング）
- ・ 住民ニーズの把握とこれに基づく事業評価
- ・ 市町村、地域自主組織、テーマ型組織間の連携支援
- ・ 地域自主組織に委託された事務の実施支援
- ・ 地域活動計画の策定支援
- ・ 地域自主組織間の交流、連携支援